

「町報こうふ」への掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江府町内に所在し、地域で活動している組織・団体（個人不可）が、町が発行する町報こうふ（以下「広報誌」という。）に掲載するイベント、講座、会議及び募集（以下「イベント等」という。）の案内の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報誌に案内を掲載することができるイベント等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町又は町教育委員会が後援しているもの
  - (2) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
  - (3) 前各号に該当するもののほか、特に町民の便益に供すると判断できるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
- (1) 町の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
  - (2) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
  - (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動になるもの
  - (4) 個人の宣伝になるもの
  - (5) 掲載意図及び内容が明確でないもの
  - (6) 虚偽の内容を掲載するもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町が掲載を不相当と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報誌に掲載する記事は、町が主催・共催する記事を優先する。

2 次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のイベント等の案内で、過去2か月以内に掲載したものはこの限りでない。

- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
- (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (3) 開催地が町内であるもの
- (4) 町民生活に有益な内容であるもの

(掲載の申込み)

第4条 広報誌に掲載を申請する者（以下「掲載申請者」という。）は、別紙様式1に記入

し原稿等を添えて掲載希望月の前月第2金曜日までに、江府町役場総務課に提出しなければならない。

(了解事項)

第5条 掲載申請者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事は町ホームページから閲覧できること
- (2) 会員名簿や活動状況についての書類の提出を求めた場合、それに応じること
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、町に一任すること
- (4) 掲載記事は、町において編集すること

(責任事項)

第6条 掲載申請者は、次のことに責任を負うものとする。

- (1) 掲載内容の一切について
- (2) 掲載によって問題が発生した場合は、自己の組織・団体の責任で解決すること
- (3) 掲載内容の問い合わせについては、自己の組織・団体の責任で対応すること

附 則

この規程は、平成31年4月23日から施行する